

土浦市情報公開条例の一部改正（案）に係る  
パブリック・コメントの実施結果について

1 パブリック・コメントの実施結果の概要

件名	土浦市情報公開条例の一部改正（案）
意見募集期間	令和6年1月17日（水）から2月6日（火）まで
意見募集方法	総務課、情報公開室、各支所・出張所、各地区公民館での閲覧及び市のホームページへの掲載を行い、持参、郵送、FAX、電子メール又は入力フォームのいずれかの方法により募集を行いました。
意見提出者数	1人
意見数	4件
ホームページ閲覧数	250件

2 提出された意見とその意見に対する考え方

NO	意見内容	意見に対する考え方
1	<p>土浦市情報公開・個人情報保護審査会議事録によれば、本改正の目的の1つに、『情報公開請求権者の適正な公開請求に関する義務規定』の追加として、不適正な情報公開請求（具体的には、非公開が決定された情報及び市が保有していない情報に対する繰返しの請求等を想定）を抑制するため、請求者に義務を課すもの。」とある。</p> <p>したがって、本案のように、単に「適正な公開請求をするとともに」の文言を加えるのみでは、全く不十分である。福知山市の情報公開条例は参考とすべきである。</p>	<p>条例（案）の第4条は、情報公開制度の利用者の責務として、条例の目的に即した適正な公開請求をすることを定めるもので、同様の規定は、複数の地方公共団体の情報公開条例でも見られます。</p> <p>原案のとおりといたしますが、運用に当たっては、不適正な公開請求に該当するかどうかについて、公開請求の内容、態様等を個別の事案ごとに慎重に判断し、引き続き、公開請求権の行使を妨げることのないよう十分に注意してまいります。</p>
2	<p>実施機関が開示請求を却下したとき、申請人がその決定に不服がある場合、救済の措置として、申請人は実施機関に対して審査請求ができること</p>	<p>実施機関が公開請求を却下した場合は、条例に基づく情報非公開決定処分に該当するため、当該処分に不服がある者は、行政不服審査法に基</p>

	とすべきである。また、その手続きについては、市長は別に定めるとすることが妥当である。	づく審査請求をすることができません。
3	<p>本件条例の一部改正においては、請求する側の権利の乱用の抑制は当然ながら、並行して、本市情報管理体制の整備とその厳格な履行態勢の確保を図ることが必須であると思料し、実施機関の責務の強化のため、以下のとおり提案する。</p> <p>(1) 本件条例第1条(目的)に条例の目的として「市政に関する情報の公開を請求する権利を市民に保障することにより、」とあると同様に、本件条例第3条(実施機関の責務)は、「実施機関は、情報の公開を請求する市民の権利が十分に保障されるよう、」として、実施機関の責任を明確化すべきである。</p> <p>(2) 「情報の公開を請求する市民の権利が十分に保障されるよう、」とする見地から、文書主義を徹底し、公式文書に用いる全ての用語は、明確に定義化され公開が可能であることとすべきである。本市例規等に定義及や根拠が無く、公開の請求に対して公開することが不可能な用語の公的使用は制約すべきである。</p>	<p>実施機関の責務については、条例第3条において、情報の公開を請求する市民の権利が十分に尊重されるよう条例を解釈し、運用しなければならないと定められております。また、第18条第1項において、条例の適切かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に管理しなければならないと定められております。</p> <p>原案のとおりといたしますが、運用に当たっては、引き続き、公開請求権者の権利を十分に尊重するとともに、公文書の適正な管理に注意してまいります。</p>
4	第17条の2は、条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合など、土浦市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することを可能とするもので	条例(案)の第17条の2は、情報の公開に関する重要な事項について、専門的な知見に基づく学識経験者の意見を聴くことにより、情報公

ある。

(1) しかしながら、改正案は、土浦市情報公開・個人情報保護審査会条例（設置）第2条に規定する、飽くまで審査請求に対して調査審議するという審査会の設置目的を逸脱し、審査請求の対象外である問題にまで拡大して諮問し、答申を求めようとするもので、実施機関が自ら行うべきことの責任を回避し、他方で審査会の権限を不当に拡大するものである。

(2) 公開された各種会議録から、本市審査会において、実質的な審議に乏しいことが明らかである。会議は不活発で、殆ど会長個人と事務局間のやり取りで終始し、他の委員が自身の意見や調査結果を述べることや、委員同士の議論が興ったりすることは殆どなく、審査会としての機能は十分ではない。そのような現状にあって、審査会が答申の公正さを担保し得るものか、疑問である。

開制度の適正な運用を図るものです。

条例（案）の付則第2項において、土浦市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正し、同審査会の所掌事項に、情報の公開に関する重要な事項について調査審議することを追加する予定です。

また、情報公開・個人情報保護審査会につきましては、引き続き、土浦市情報公開・個人情報保護審査会条例に基づき、適切に運営してまいります。